

## 納期の特例の取消について

納期の特例を受けた特別徴収義務者は、その承認に係る事務所等において給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、その旨その他必要な事項を記載した『町民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書』を、速やかに昭和町役場税務課まで提出してください。

- 『町民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書』が提出された場合において
  - ・ 納期の特例は、『町民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書』を提出した月から取消となります。
  - ・ 取消の場合、取消の申請日以前の各月分は、取消された月の翌月10日が納期限となります。

### お問い合わせ

昭和町役場 税務課 住民税係

☎055-275-8265 (直通)

☎055-275-2111 (代表) 内線151

町民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

受付印

|                           |     |     |           |              |                              |
|---------------------------|-----|-----|-----------|--------------|------------------------------|
| 令和 年 月 日<br>(あて先)<br>昭和町長 | 申請者 | 所在地 | 〒 _____   | 特別徴収<br>指定番号 | _____                        |
|                           |     | 名称  | _____     | 担当者          | _____課 _____係                |
|                           |     | 代表者 | _____ (印) |              | 氏名 _____<br>TEL (____) _____ |

町民税・県民税 特別徴収税額の特例について下記のとおり届出します。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 納期の特例を取消する理由        | 1. 納期の特例の必要がなくなったため。<br>2. 従業員が10名を超えたため<br>3. その他 |
| 上欄のうち申請先に住所を有する方の氏名 |  |

|       |          |       |    |
|-------|----------|-------|----|
| ※町処理欄 | 処理区分     | 却下の理由 | 備考 |
|       | 承認<br>却下 |       |    |

のみ記入してください。